

第3 共同漁業

1 公示番号		共第1号					
2 免 許 の 内 容	漁業の 種 類 名 称 及 び 漁業の 時 期	種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
		第1種	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	第2種	いわし小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
		同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ふくらぎ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
		同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	とびうお刺網漁業	3月1日から10月31日まで
		同	あおのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かれい、かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いわのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	すけ <small>そう</small> たら刺網漁業	10月1日から4月30日まで
		同	もずく漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	いがい漁業	5月1日から8月31日まで	同	えび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
		同	かき漁業	4月1日から8月31日まで	同	かます刺網漁業	5月1日から12月31日まで
		同	さざえ漁業	4月1日から8月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	6月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
同	なまこ漁業	11月1日から4月30日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
漁場の 位 置	富山県下新川郡朝日町境から同郡入善町古黒部に至る地先						
漁場の 区 域	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第4号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域						
	基点第1号	測量標第101号からの方位	116度15分	153メートルの点			
	ア	基点第1号から方位	349度58分	3,640メートルの点			
	イ	基点第2号から方位	11度47分	3,640メートルの点			
	ウ	基点第3号から方位	345度05分	3,640メートルの点			
	エ	基点第4号から方位	7度02分	3,640メートルの点			
	基点第4号	測量標第116号からの方位	80度15分	342メートルの点			
	基点第2号	測量標第105-2号からの方位	261度11分	277メートルの点			
	基点第3号	測量標第111号からの方位	76度22分	314メートルの点			
3 制限又は 条件	なし						

共第2号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	えび、かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	2月1日から8月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から7月31日まで	同	ひらめ、 かれい 刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から11月30日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ、いしもち刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町春日から同郡入善町芦崎に至る地先					
次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第8号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第4号 測量標第116号からの方位 80度15分 342メートルの点					
ア 基点第4号から方位 7度02分 3,640メートルの点					
イ 基点第5号から方位 3度07分 3,640メートルの点					
ウ 基点第6号から方位 3度07分 3,640メートルの点					
エ 基点第7号から方位 341度05分 3,640メートルの点					
オ 基点第8号から方位 323度20分 3,640メートルの点					
基点第8号 測量標第132-2号からの方位195度41分 863メートルの点					
基点第5号 測量標第120号からの方位 82度00分 212メートルの点					
基点第6号 測量標第123-3号からの方位 49度04分 51メートルの点					
基点第7号 測量標第127号からの方位 51度45分 10メートルの点					
なし					

共第3号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から8月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす、かます刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いか小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	さば地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県黒部市荒俣から同市浜石田に至る地先					
次の基点第8号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第11号の各点を順次に結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域					
基点第8号 測量標第132-2号からの方位 195度41分 863メートルの点					
ア 基点第8号から方位 323度20分 1,940メートルの点					
イ 基点第9号から方位 311度41分 1,824メートルの点					
ウ 基点第10号から方位 276度40分 3,476メートルの点					
エ 基点第10号から方位 251度00分 2,340メートルの点					
オ 基点第11号から方位 279度30分 2,095メートルの点					
カ 基点第11号から方位 260度09分 1,566メートルの点					
キ 基点第11号から方位 284度24分 885メートルの点					
基点第11号 測量標第143号からの方位 203度30分 7メートルの点					
基点第9号 測量標第137号からの方位 186度18分 162メートルの点					
基点第10号 測量標第140-2号からの方位308度59分 28メートルの点					
なし					

共第4号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	いか小型定置漁業	4月1日から11月30日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から7月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	5月1日から8月31日まで
同	もずく漁業	2月1日から9月30日まで	同	すけそうたら刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かたのり漁業	1月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から9月30日まで
同	ふくろのり漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	いわのり漁業	4月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	4月1日から9月30日まで	同	はちめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	4月1日から9月30日まで	同	ひらめ手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	3月1日から11月30日まで	同	にぎす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)から滑川市笠木に至る地先					
次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第15号の各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、北地区北防波堤、北地区北防波堤の先端と北地区南防波堤の先端を結んだ直線、北地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域並びに南地区北防波堤、南地区北防波堤の先端と南地区南防波堤の先端を結んだ直線、南地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。					
基点第11号	測量標第 143号からの方位	203度30分	7メートルの点		
ア	基点第11号から方位	284度24分	885メートルの点		
イ	基点第11号から方位	260度09分	1,566メートルの点		
ウ	基点第11号から方位	279度30分	2,095メートルの点		
エ	基点第10号から方位	251度00分	2,340メートルの点		
オ	基点第10号から方位	259度35分	2,575メートルの点		
カ	基点第12号から方位	296度11分	2,645メートルの点		
キ	基点第15号から方位	6度00分	3,848メートルの点		
ク	基点第15号から方位	308度52分	2,700メートルの点		
基点第15号	測量標第 159号からの方位	42度35分	114メートルの点		
基点第10号	測量標第 140-2号からの方位	308度59分	28メートルの点		
基点第12号	測量標第 19-2号からの方位	39度57分	163メートルの点		
公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。					

共第5号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	第2種	ほたるいか小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
同	もずく漁業	1月1日から4月30日まで	同	あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおのり漁業	1月1日から5月31日まで	同	かます刺網漁業	9月1日から12月31日まで
同	かき漁業	3月1日から10月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	たい、ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から3月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	9月1日から1月31日まで			
富山県滑川市四ツ屋から同市魚舁に至る地先					
次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第17号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域 基点第15号 測量標第159号からの方位 42度35分 114メートルの点 ア 基点第15号から方位 308度52分 2,700メートルの点 イ 基点第15号から方位 286度00分 1,640メートルの点 ウ 基点第17号から方位 351度07分 1,620メートルの点 エ 基点第17号から方位 355度30分 1,147メートルの点 基点第17号 測量標第167号からの方位 278度30分 118メートルの点					
境界線附近における小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。					

共第6号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	もずく漁業	2月1日から8月31日まで	第2種	かます刺網漁業	8月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	ばい漁業	4月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	こだまがい漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	たい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	きす刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かます地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	ほたるいか小型定置漁業	3月1日から8月31日まで	同	かれい、きす手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	同	えび手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県富山市水橋町から射水市本江に至る地先

次の基点第17号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第22号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、岩瀬東防波堤、岩瀬東防波堤の先端と東防波堤の先端を結んだ直線、東防波堤の先端と西防波堤の先端を結んだ直線、西防波堤及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた水域を除く。

基点第17号	測量標第 167号からの方位	278度30分	118	メートルの点
ア	基点第17号から方位	355度30分	1,147	メートルの点
イ	基点第17号から方位	351度07分	1,620	メートルの点
ウ	基点第18号から方位	342度00分	1,870	メートルの点
エ	基点第20号から方位	29度00分	2,365	メートルの点
オ	基点第20号から方位	17度55分	3,190	メートルの点
カ	基点第20号から方位	342度27分	2,884	メートルの点
キ	基点第21号から方位	355度27分	3,000	メートルの点
ク	基点第22号から方位	29度42分	3,329	メートルの点
ケ	基点第22号から方位	57度00分	2,282	メートルの点
コ	基点第22号から方位	10度47分	1,378	メートルの点
基点第22号	測量標第60-2号からの方位	109度30分	132	メートルの点
基点第18号	測量標第 182号からの方位	29度16分	28	メートルの点
基点第20号	測量標第 193号からの方位	246度07分	229	メートルの点
基点第21号	測量標第 196号からの方位	215度57分	43	メートルの点

1 小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。

2 次のサ、シ、エ、ス、セ、ソ及びサの各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げを

してはならない。

サ	基点第20号から方位	54度15分12秒	2,143.671メートルの点
シ	基点第20号から方位	42度13分06秒	2,591.758メートルの点
エ	基点第20号から方位	29度00分	2,365メートルの点
ス	基点第20号から方位	21度29分49秒	2,854.788メートルの点
セ	基点第20号から方位	17度20分54秒	2,784.123メートルの点
ソ	基点第20号から方位	33度48分04秒	1,509.611メートルの点

3 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第7号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第2種	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から1月31日まで
同	しろえび漁業	4月1日から11月30日まで	同	ひらめ、かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	たこかご(つぼ)なわ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで			

富山県射水市海老江から同市庄西町一丁目に至る地先

次の基点第22号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第26号の各点を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、新湊マリーナ防波堤(南)、新湊マリーナ防波堤(南)の外縁を新湊マリーナ防波堤(北)まで延長した線、新湊マリーナ防波堤(北)及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた水域を除く。

基点第22号	測量標第60-2号からの方位	109度30分	132	メートルの点
ア	基点第22号から方位	10度47分	3,000	メートルの点
イ	基点第23号から方位	11度08分	3,008	メートルの点
ウ	基点第24号から方位	22度57分	2,963	メートルの点
エ	基点第24号から方位	354度48分05秒	979.161	メートルの点
基点第23号	測量標第64-4号からの方位	276度18分	350	メートルの点
基点第24号	測量標第212-4号からの方位	151度28分	220	メートルの点
基点第25号	測量標第138号からの方位	106度30分	282	メートルの点
オ	基点第25号から方位	15度37分	600	メートルの点
カ	基点第25号から方位	15度37分	1,235	メートルの点
キ	基点第25号から方位	27度18分	3,038	メートルの点
ク	基点第26号から方位	29度00分	3,000	メートルの点
ケ	基点第27号から方位	29度00分	1,850	メートルの点
コ	基点第27号から方位	29度00分00秒	1,143.661	メートルの点
サ	基点第26号から方位	29度00分00秒	1,212.616	メートルの点
基点第26号	測量標第226号からの方位	153度30分	180	メートルの点
基点第27号	測量標第227号からの方位	308度35分	293	メートルの点

1 次のシの点を中心として半径400メートルを有する円内の区域及び次のス、セ、ソ及びタの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。

シ	基点23号から方位	11度56分47秒	1,538.153メートルの点
ス	基点23号から方位	22度24分53秒	1,798.713メートルの点
セ	基点23号から方位	20度43分37秒	2,972.326メートルの点
ソ	基点23号から方位	9度16分53秒	3,024.960メートルの点
タ	基点23号から方位	3度34分46秒	1,853.296メートルの点

2 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第8号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	かき漁業	1月1日から12月31日まで	第1種	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで
同	ばい漁業	4月1日から8月31日まで	同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	11月1日から8月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	ふのり漁業	2月1日から8月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から10月31日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい刺網漁業	10月1日から4月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	うに漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	同	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで

富山県高岡市伏木から同市太田に至る地先

次の基点第27号、ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及び基点第29号、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第31号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第27号	測量標第 227号からの方位	308度35分	293	メートルの点
ア	基点第27号から方位	29度00分	1,850	メートルの点
イ	基点第27号から方位	29度00分00秒	1,143.661	メートルの点
ウ	基点第27号から方位	1度05分07秒	1,547.344	メートルの点
エ	基点第27号から方位	358度29分	1,653	メートルの点
オ	基点第27号から方位	9度00分	2,244	メートルの点
基点第29号	測量標第 11号からの方位	286度00分	370	メートルの点
カ	基点第29号から方位	38度17分	215	メートルの点
キ	基点第29号から方位	8度17分	400	メートルの点
ク	基点第29号から方位	35度58分	1,990	メートルの点
ケ	基点第30号から方位	25度33分	2,000	メートルの点
コ	基点第31号から方位	41度20分	2,000	メートルの点
基点第31号	測量標第 185-3号からの方位	326度02分	101	メートルの点
基点第30号	測量標第 271号からの方位	309度53分	53	メートルの点

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

共第9号					
種 類	漁業の名称	漁業の時期	種 類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	てんぐさ漁業	4月1日から8月31日まで	第1種	うに漁業	9月1日から5月31日まで
同	えごのり漁業	5月1日から8月31日まで	第2種	いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	わかめ漁業	10月1日から6月30日まで	同	はちめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
同	もずく漁業	1月1日から8月31日まで	同	さより刺網漁業	4月1日から6月30日まで
同	いわのり漁業	10月1日から5月31日まで	同	はちめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	1月1日から12月31日まで	同	かに刺網漁業	3月1日から11月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	同	くるまえび刺網漁業	4月1日から12月31日まで
同	なまこ漁業	11月1日から5月31日まで	同	かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	同	ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
同	ほんだわら類漁業	1月1日から12月31日まで	第3種	いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで	同	かれい手繰網漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			

富山県氷見市島尾から同市脇に至る地先

次の基点第31号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第31号	測量標第 185-3号からの方位	326度02分	101	メートルの点
ア	基点第31号から方位	41度20分	1,078	メートルの点
イ	基点第32号から方位	41度10分	1,055	メートルの点
ウ	基点第33号から方位	64度05分	1,312	メートルの点
エ	基点第34号から方位	91度23分	2,216	メートルの点
オ	基点第35号から方位	102度38分	1,439	メートルの点
カ	基点第36号から方位	119度27分	984	メートルの点
キ	基点第37号から方位	125度00分	1,186	メートルの点
ク	基点第37号から方位	92度15分	1,000	メートルの点
ケ	基点第37号から方位	69度22分	1,445	メートルの点
コ	基点第38号から方位	128度00分	656	メートルの点
基点第38号	測量標第 260-2号からの方位	57度56分	42	メートルの点
基点第32号	測量標第 172-3号からの方位	29度30分32秒	10.538	メートルの点
基点第33号	測量標第 181-2号からの方位	331度31分08秒	140.145	メートルの点
基点第34号	測量標第 241-2号からの方位	203度37分	245	メートルの点
基点第35号	測量標第 243-2号からの方位	11度50分20秒	98.354	メートルの点
基点第36号	測量標第 249-2号からの方位	292度08分	28	メートルの点

基点第37号 測量標第 253-2号からの方角	9度00分	635	メートルの点
-------------------------	-------	-----	--------

なし
